

廿日市市立大野中学校いじめ防止基本方針

廿日市市立大野中学校

I はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本市では、平成25年5月に市内中学校生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生した。生徒の死亡に係る調査委員会の調査によると、いじめが自死に至る誘因であったことが報告された。二度とこのような痛ましい出来事を起こさないという強い決意の下、いじめは全ての生徒に関わる問題であるとの認識に立ち、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う必要がある。

そこで、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向性を示す廿日市市いじめ防止基本方針に則り、本校いじめ防止基本方針を定め、学校における取組の充実を図るとともに、市教育委員会・家庭・地域・関係機関等と連携を深め、社会全体で生徒の健全育成に取り組む体制を確実に整備するものとする。

II いじめの定義等

1 いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義するとともに、具体的ないじめの態様について示す。

[いじめの定義]

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。・・・これを第1段階と捉え、教職員による組織的・継続的な指導が必要なものを第2段階とする。

[いじめの態様]

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応することが必要である。

2 いじめの構造

「いじめの構造」について、文部科学省は、生徒指導提要（平成22年3月）において、次のように示している。

〔いじめの構造〕

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれます。

3 いじめ発見のポイント

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが重要であり、学校や家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものが挙げられる。

次の例に示すようなサインが見られたら、いじめが存在している可能性があり、きめ細かな注意を払って、実態の把握に努めなければならない。

(1) 学校

① 登下校時

- ・ 理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ・ 一緒に登下校する友人が違ってくる。
- ・ 教職員と視線を合わさないようになる。
- ・ 元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- ・ 登校手段が変化する。（自転車通学から徒歩に変わる。）
- ・ 特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。

② 朝のショートホームルーム

- ・ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ・ 欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ・ 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
- ・ 担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ・ わざとらしくはしゃいでいる。
- ・ 友達に悪口を言われても言い返すことなく愛想笑いをする。
- ・ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- ・ 涙ぐんでいることがある。
- ・ 表情が暗く、どことなく元気がない。

③ 授業中

- ・ 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ・ 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ・ 決められた座席と違う場所に座っている。
- ・ 周囲の状況に関らず、一人でじっとしている。
- ・ 教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- ・ 他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ・ 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ・ 課題等を代わりにやらされる。
- ・ 班編成やペアになる時に孤立している。
- ・ 実験等の作業に参加していない、参加させてもらえない。
- ・ 特定の生徒の机との距離を離す。

④ 休憩時間・昼食時

- ・ 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。

- ・ 給食，弁当等を一人で食べることが多い。
 - ・ 好きな物を他の生徒にあげる。
 - ・ 食事の量が減ったり，食べなかったりする。
 - ・ パンを買いに行かされる。
 - ・ 食べ物にいたずらされる。（量や置き方）
 - ・ お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
 - ・ 遊びと称して，友達とふざけあっているが，表情が暗い。
- ⑤ 帰りのショートホームルーム，放課後
- ・ 持ち物がなくなったり，掲示した作品などにいたずらをされたりする。
 - ・ 班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。
 - ・ みんなよりも先に一人急いで帰る。みんなが帰るまで帰宅したがない。
 - ・ 靴や傘等が隠される。
 - ・ 教職員の近くから離れようとしめない。
- ⑥ その他
- ・ 1人で離れて掃除をしていたり，いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっていたりする。
 - ・ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。

(2) 家庭

① 態度やしぐさ

- ・ 家族との対話を避けるようになる。
- ・ 受信した電子メールをこそこそ見たり，電話が鳴ると怯えたりする様子が見られる。
- ・ 部屋に閉じこもり，考え事をしたり，家族とも食事をしたがらなかったりする。
- ・ 感情の起伏が激しくなり，動物や物等に八つ当たりする。
- ・ 帰りが遅くなったり，理由を言わず外出をしたりする。
- ・ 用事もないのに，朝早く家を出る。

② 服装，身体・体調

- ・ 衣服に汚れや破れが見られたり，手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。
- ・ 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- ・ 学校に行きたくないと言い出す。
- ・ 通学時間になると腹痛等，身体の調子が悪くなる。
- ・ 食欲不振，不眠を訴える。

③ 家庭学習

- ・ 学習時間が減ったり，宿題や課題をしなくなったりする。
- ・ 成績が低下する。
- ・ 継続して自主学習をしなくなる。
- ・ 「宿題はない」，「全部やった」等の虚言や言い訳をする。

④ 持ち物，金品

- ・ 家庭から品物，お金がなくなる。
- ・ 用途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ・ 持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きがあったりする。

⑤ 交友関係

- ・ 口数が少なくなり，学校や友達のことを話さなかったりする。
- ・ 無言等の不審な電話，発信者の特定できない電子メールがある。
- ・ 急に友達が変わる。

4 いじめの構造を踏まえた指導

いじめの構造に基づいて，心身の苦痛を感じている生徒の立場に立って考えること，加害者への指導はもちろん，観衆や傍観者への指導，仲裁者を育てる指導が重要であることを踏まえ，生徒全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ，学級集団等においていじめをなくしていくとする雰囲気醸成する。

5 ネット上のいじめについて

インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を行う。また、生徒たちの、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

Ⅲ いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないように、次に示す四つの視点で、全校をあげて計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

1 いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」生徒を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

2 いじめの早期発見・早期対応

生徒が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、生徒が相談したいという信頼関係を築く。また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加えて、定期的なアンケート(年3回実施)やアセス(年3回実施)、相談箱(常設)の結果等を活用し、教育相談(年3回実施)等を行うことにより、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。

3 いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ防止対策委員会」という。)等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

4 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、市・教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが生徒を見守るサポート体制を構築する。

Ⅳ いじめの防止等に関する取組

1 学校いじめ防止対策委員会の設置

「廿日市市立大野中学校いじめ防止対策委員会」を設置(法第22条)し、教職員がチームで対応、多面的にアセスメントできる体制を整備し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

2 教育相談体制及び生徒指導体制の構築

教育相談体制及び組織的に取組を行うための生徒指導体制の整備を行う。

3 年間活動計画の作成

学校いじめ基本方針に基づき、生徒指導の三機能を生かし、自己有用感を高めていくために次の各項目に取り組む。

- (1) いじめに向かわない態度、能力の育成
- (2) 匠シール・バッジ、縦割り清掃、スクールモットーへの取組
- (3) 「大野まなび」「大野きずな」「大野しぐさ」への取組
- (4) 生徒自らの取組(生徒会活動等の取組)

4 学校いじめ防止対策委員会の機能化

教職員がチームで対応し多面的にアセスメントできるよう、「廿日市市立大野中学校いじめ防止対策委員会」を中心とした体制を整備する。

5 アンケート調査の効果的な実施及び活用

生徒が書きやすい工夫や、過去に遡って指導に生かすことができるよう、アンケート調査を効果的に実施し活用する。

6 関係機関との連携

いじめの防止等に関する対策が適切に行われるために、関係機関との連携を行う。

- 7 生徒及び保護者への啓発・広報
 - (1) いじめの防止等に関する教育活動や生徒の主体的な活動について、生徒及び保護者への啓発・広報を行う。
 - (2) 学校と家庭が連携して生徒を見守り育てるために、いじめの防止等に関する取組について保護者への啓発・広報を行う。
- 8 いじめの防止等に関する相談窓口の周知
生徒、保護者等へいじめ相談窓口について周知する。
- 9 いじめを認知した場合の具体的な対応プログラムの作成及び確認
いじめを認知した場合に組織的に対応するために、対応の手順を示したプログラムを作成する。
- 10 「学校いじめ基本方針」の検証
「学校いじめ基本方針」は、取組の効果の検証を年1回行う。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

〔重大事態〕

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。（法第28条第2項）

- (1) 重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。（法第30条第1項）
- (2) 「廿日市市立大野中学校いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。（法第28条第1項）
- (3) 教育委員会は、市長に、初期調査の結果を報告するとともに、初期調査の結果に基づき、「廿日市市いじめ防止対策委員会」による調査を実施する。（法第28条第1項）
- (4) 廿日市市教育委員会は、市長に、調査の結果を報告するとともに、調査の結果を踏まえた措置等を行う。

3 再調査の実施

市長は、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設置し、学校による初期調査及び「廿日市市いじめ防止対策委員会」による調査の結果について調査を行う。（法第30条第2項）

VII 基本方針の公表及び検証

- 1 廿日市市立大野中学校いじめ防止基本方針は、本校ホームページにより公表する。
- 2 廿日市市立大野中学校は、「廿日市市立大野中学校いじめ防止対策委員会」の議論等を踏まえ、取組の効果を検証する。